

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年4月18日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京高等・地方・簡易裁判所第一中会議室
- 3 参加者等

司会者 鹿野伸二(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 三浦透(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 北村和(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 川原隆司(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 山本佐吉子(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 河原誉子(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 田岡直博(第二東京弁護士会所属)
弁護士 前田裕司(東京弁護士会所属)
弁護士 野嶋慎一郎(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者は、着席順に「1番」等と表記した(裁判員経験者1番は欠席)。

4 議事概要

司会者

では、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中をありがとうございました。裁判員経験者による意見交換会ということで、皆様の忌憚のない意見を伺いたいと思います。意見交換いろいろ考えていますけれども、一番最初に、どのような方がお話ししていただけるかということをお互い分かっていたほうが話しやすいと思いますので、2番さんのほうから、どのような事件に関与されたかということと、大まかにその参加された感想というか、ご意見を、一言おっしゃっていただければと思います。

2番

今回、私が関わらせていただいたものは殺人事件でした。で、被告の方ももう罪は認めていらっしまったので、その罪が何年になるかということをご皆さんで審議させていただきました。参加してみても意見ということなんですが、今までこのような形でも含めて、自分の人生の中で裁判に関わるということが全くなかったので、本当にいい経験をさせていただいたなと思うと同時に、やはり自分の周りの人たちにも、もしこういうことがあるというか、裁判員として選ばれることがあるのであれば、やってほしいなというのを本当に思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは3番さんお願いします。

3番

私が関わりましたのは、罪名が強姦致傷と住居侵入でした。犯罪の事実のほうは被告人の方が認めていらっしまったので争点にはなっていないくて、争点になったのは刑の重さでした。事件が性犯罪ということで、男性である私に関わることにに関して何かその罪の重さが変わってしまうのかという関係で、悩みが、参加してる最中はあったのを記憶してます。

ただ、そのすごく難しいことを考えるよりも、やはり一つ一つ裁判員の方と話して決めていけるという過程は、すごく貴重な経験であったと思いますので、ぜひそういったことに選ばれたら参加していただきたいなと思いました。

司会者

はい。では4番さん。

4番

私の経験させていただいた事件も殺人罪で、私たちの場合ですと被告の方がもう自白というか自分で罪を認めていたので、一番争点になったのが自首に当たるかどうかというところが争点になったような形でした。

やはり一つ一つこれがどうかということで評議を進めていってというような形で行いました。やはり私も経験してみて、結果的には出てよかったかなというのを感じましたので、選ばれた方も経験していただいたほうがいいのかなと思います。

司会者

では5番さん。お願いします。

5番

はい。私が参加させていただいたのは強制わいせつ致傷でございます。

事件の性質上ということで被害者が法廷には出ておりませんで、供述調書は検察官による代読というような内容でございました。

事実関係に争いがありませんでしたので、情状、量刑というところが主な話だったと記憶しております。

私自体は裁判員を非常にやってみたかったので、選任のときにですね、最終的な抽選のときに私の「番号出る出る。」と思ってた口でございました。参加させていただいて非常に勉強にもなりましたし、いい経験になったと感じております。

司会者

では、6番さんお願いします。

6番

私が今回関わらせていただきました事件は住居侵入と強盗致傷で、同じく事実を被告の方が認めてたんで、基本的には刑の重さというものが争点になりました。私も裁判員というのはどういうものかもさっぱりわからず、いきなり経験させていただいて、いろいろ驚いたりとか、いろいろ不慣れなことが多かったですけども、いろいろと考える機会をいただきまして、参考になりました。

司会者

7 番さんどうぞ。

7 番

私は殺人の事件をやったんですけど、お父さんを殺してしまったという事件で、内容もショッキングだったんですけど、そういう選ばれたことがそれ以上にやっぱり衝撃的だったんですけど、正直に言うと、やっぱり行ってよかったかなと、選ばれて、行きますと言って、数日間、5 日間か6 日間でしたけど、実際やっぱりおもしろかったですね。

「また」はないと思うけど、選ばれたらまた行ってもいいかなというふうに思うぐらい、楽しかったです。テレビで見てるようなことでなくて、リアルに話ができ、自分の意見が言えて、それはもう、本当のことで、意見が形になるということは、やっぱりこういう経験というのは、これ以外にはなかなかできないことだったんで、とてもよかったです。

ほかの人にもやっぱりこれ、選ばれたらやっぱり行ってもらいたいなというふうに正直思ってます。

司会者

ありがとうございました。8 番さん、どうぞ。

8 番

私に関わったのが平成23年1月に起きた事件で、罪状は強盗殺人ほか4件の事案でした。

都合10日間、裁判所へ足を運ぶような形の、ちょっと長目の裁判だったんですけども、当初やはり裁判員制度というものが始まったということがあって、半分やはり興味が非常に強かったので参加してみたいという思いから、いざ選任されたとなるとちょっと心持ちが変わってきて、なかなかいい体験をさせてもらったなと思っております。

司会者

ありがとうございます。やはり自白事件の量刑が中心になった事件が多い

ようですが，中には10日間という長い事件もあったようです。お話しただくには，順番にある程度テーマがあったほうがいいかと思しますので，一番最初に制度の理解という意味でお話を伺いたいと思っております。

皆さんは経験されて今の段階ではいろんな理解が深まっておられるでしょうけれども，裁判員になられる前まではそれほど御存じなかったんじゃないかと思えます。制度ができてもうすぐ3年経とうとしておりますが，必ずしも一般的に普及してるとは言えないかなと。その中でも制度，例えば「疑わしきは被告人の利益に」とか，「主張と証拠は違いますよ」とかいう，そういう刑事手続の面と，「裁判員の方々は本当に裁判官の事実認定とか量刑に関しては裁判官と同じ一票の重みを持つんですよ」というような裁判員裁判の面のこと，何か裁判員というのは裁判官の手助けではないけど，そうやって聞いてればいいのかみたいに思ったたという感想をおっしゃっている方もいらっしゃいます。

そういう刑事手続と裁判員制度の理解についてですね。やっぱり体験前と後とどう違ったか。

それと，その中身については裁判官からいろいろ説明があったかと思うんですけども，その裁判官の説明を本当に十分理解できたのか，理解しにくかったのか，難しかったところはなかったかという，その枠組み，そういう制度のわかり易さという面，理解の程度といった点で何かお話を伺えたらと思っておりますがいかがでしょうか。

5 番

この制度自体が入ったときにやはりいろんな広報，あるいは研修用の資料とか，そういったものを積極的に読むというようなことが楽しくて，やっておりました。したがって，裁判官の方の説明というのも割合と入っていききました。

ただ，1点，分かってはいたものの，やはり一票の重さというか，そうい

う話はあったにしろ，やはり自分と裁判官が同じレベルで票を持つんだということに関しては，その場に行くとはやはり重みを感じるというか。逆に一対一でいいんだと，もしかすると話の中では，裁判官に，例えば2票持って，裁判員が1票とか，そんな話も何かあってもいいんじゃないのみたいな話を一般的に聞いたこともあるんですけど，そうすると裁判員の役目が非常に控えめになってしまうので，今現在の一対一というのがいいんだろうなと，改めてその現場で感じました。

司会者

現場というのは，5番さんが私の裁判体で一緒させていただいた案件ですけれども。

事前にいろんなことを読んでおられたというのは，ある意味珍しいほうの方ではないかという気がするんですが，ほかの方々いかがでしょう。

4番

私の場合は，まさか自分がというのが，当然ないだろうと思ってましたので，やはり，まあこんなのが始まったよということは報道，その他で聞いてはいたんですけども，やはりこんな形でということについては，まるっきりもう自分は多分関係ないだろうというような形をと思ってましたので。

で，やはり実際にやってみて，あっ，こんな形で決まっていくんだというのは，やはりかなり勉強になったなというのはあります。

あとやはり用語関係ですね。やはり難しい用語がかなりありまして，まあ，評議室に戻るや否や，これって何ですかとかなり聞いて，なるほどこういう表現をするんだというのを感じ，そういう面でも勉強になりました。

司会者

今のは，言葉の難しさというのはだいぶ感じられたということですね。

4番

それはありましたね。専門用語なのか，一般的に使わない用語がかなり多

かったですね。

司会者

それは例えば検察官の言葉としてとか，弁護人の言葉としてとか，同じですか。

4 番

同じです。

司会者

説明を裁判官から聞いたら大体理解できたということですか。

4 番

ああ，そういうことなんだという理解ができました。

司会者

他の方がいいがでしょうか。今は，言葉の問題が出ましたけど，その仕組みみたいなものですね。さっき私が申しあげましたけれども，「主張と証拠は違いますよ」とか，「立証責任は検察官にあるんですよ」とか，そういう話もあったと思うんですけども。そのあたりも含めていかがでしょうか。

2 番

私の場合は，本当に裁判官の皆さんがとても分かりやすく説明もしていただきましたし，審理の間も，何でもいいんですよという感じで，言ってもらっていいですよという感じで，本当にいろんな意見だったりとか，いろいろ立場が皆さん違うので，いろいろ考えることも違ったりするかと思うんですが，それを含めてすべて，ああ，そういう意見もありますよねという感じで進めてくださったので，とても和やかなと言ったらあれなんですけど，雰囲気ですべてが終わっていったような気が覚えています。

制度としては，私も本当に自分が選ばれるとは全く思っていなかったもので，選任されましたという書類等が来てもそのまま置いておくという感じだったので，いざ，この日に来てくださってという書類が来たときに，あっ，行く

んだなという感じだったので、本当にびっくりしたというのが一番、実際の気持ちなんですけれども、でもその制度とか、どうやって進むのかということは、毎回毎回きちんと説明もしていただいたので、それは全然全く気にならなかったというか、困ることはなかったなと思います。

司会者

選ばれる前の方は、私は法律を知らないので裁判員になっていいんでしょうかみたいな回答が返ってくるんですけれども、それは、いざやってみられたら、そういう心配がなかったということですかね。

2 番

そう、多分本当に詳しいところはプロの方がいらっしゃるので、それは本当にお任せするという感じで、自分の立場で自分の意見を述べさせてもらえばいいんだなというのは言っていたりとかしたので、そういう思いがありました。

司会者

8 番の方、どうぞ。

8 番

刑事事件の仕組みという部分で、やはり裁判所から今までもらっていた情報が非常に少なかったなということを感じていまして、ともすればマスメディアからの情報によって、3年前ですか、いろいろな、こういったものになりますよというようなインフォメーションが流れていて、それを元に自分の中で組み立てるといようなところがあったんですけれども、実際にこれの発信元というのは、各番組を作っている方が咀嚼してくださってるんだなということを認識してまして、実際にあの場に入って、今、言葉の問題が幾つか上がってきたかと思うんですけれども、裁判官の方がそれは一般用語でこういうことですよというようなただし書きをつけて分かりやすくしてくださらないと、なかなか一般の国民、市民には落ちてこなかったかなと思ってま

して、そこがもっともっと裁判所から発信してもらいたいなというふうに思っていました。

この理解についてなんですけれども、非常に第三者というか素人目線で皆さん懇切丁寧にやってくださっていたので、とっつきはしやすかったですけれども、やはり専門家ではないので、この細部にいきますとやはり迷うような部分があったかなというきらいがありました。

司会者

じゃ、ちょっと絞っていけば、刑事手続のほうは、やっぱり先ほど難しいところは任せたかとおっしゃられましたし、今も難しいところとおっしゃったんですけど、刑事手続、例えば主張と証拠と違いますが、弁護人が一番気にされるのは多分、立証責任は検察官にあるんだ、被告人が無罪を証明しなくていいんですよと、そういうことは十分理解していただきたらうかみたいなものを多分弁護人としても気にされているんじゃないかと思うんですが、その辺のことはどうでしょうか。他の方でもいいですし、8番の方が続けていただいても。

8番

弁護人の方も、裁判官の方も、検察官の方も、皆さん一つ司法試験という、例えば言葉の問題であったりというところをクリアしてきているので、その土台がない一般の人間という言い方になりますが、その人間からすると、なかなか腑に落ちることが難しい部分もあったかなというふうに考えてまして、うまく、何というんですかね、上手に展開ができればなというふうに思っていました。

5番

私を感じるには、どうしてもこう、事件そのものが事実関係に争いが無いということがあって、検察官が言っていることがもっとももっともというふうに聞こえてくるんですが、裁判官の方々が絶妙なタイミングで、「いや、

これは検察官がこういうふうを考えてますよということを言っているだけですから」ということを折に触れおっしゃってましたので、何となく検察官の言ってる主張にこう引きずられそうになるタイミングで、うまくぱっと引き戻されてるという認識はずっとしてましたね。ですから、先ほど司会者の方がおっしゃったような部分は、ある意味適正な考え方を常にみんなが持つておられるような運営はされていたと実感しています。

司会者

ある意味では裁判官は裁判員の方たちと評議の中で裁判員の方が考えることが分かるのでいろんな話ができるんですけど、検察官とか弁護人のほうからご覧になって、裁判員の方々にこの辺理解してもらえているだろうかと不安になることというのはあるのでしょうか。

川原検察官

そうですね。今おっしゃった立証責任の関係で、一方だとおよそ常識じゃあり得ないことまで考えなくていいというところですが、立証責任をどこまで検察官が立証すればいいかということは、ほどよく、うまく理解されているのかなというところですね。そこは、特に事実関係の争いのある事件ですと、その辺の、その本来法律が要求している程度をどういう形で理解されるかというのは、検察官からすると、裁判官の説明を信頼してお任せしている反面、どうなのかというのは気になるところです。

田岡弁護士

弁護人の立場からは刑事裁判のルール、立証責任と立証の程度の問題で、常識に従って間違いのないと言ってなければならぬというところが正しく理解されているのかなというところが一番気になっているところです。

だからこそ、事実関係に争いがある事件では弁護人は、わざわざ冒頭陳述や最終弁論でも、裁判官から説明があったとは思いますが、しかしここだけは間違えないでくださいということを念を押させていただいております。

もしかしたら裁判員の方の中には、そういうのが分かりきったことをまた言われているというふうに感じられているかもしれませんが、そういった刑事裁判のルールについて、弁護人としても本当に理解してもらえてるだろうかというのが一番法廷で気になるところであります。

司会者

今日参加していただいている方は自白事件の方が多いので、立証責任というのはそれほどシビアな問題にはならなかったと思いますが、その辺の立証責任の問題が結構難しいなと感じられた方はいらっしゃいますか。

8番の方辺りでしょうか。

7番

私です。立証責任というか、頭をぶつけたんですよ、犯人が。で、人格障害で、責任能力があるかないかというので、やっぱりそこは難しい話が出ましたね。

司会者

責任能力があるということを検察官が。

7番

うん、立証するかどうかということが。

司会者

どの程度まであれば立証できたと言えるのかどうかという。

7番

そうですね、はい。そこは病院のお医者さんが来たりでややこしくなりますね。

司会者

それはまさに判断として裁判官からでも難しいようなことですからね。

7番

そうです。そんなことはそんないきなり言われても、素人の医学の知識が

ない、私は分らんですけど、それは話を聞くだけしかできないですね。

司会者

次の問題のほうに移らせていただきたいと思います。次のテーマとして私が考えているのは、裁判というのは、検察官、弁護人がいろいろ主張立証して、それを裁判所のほうで判断するという意味で、やっぱり主張立証の分かりやすさというのが大事なのかなという、先ほど専門用語が分かりにくいのがあったというのがありましたけど、検察官、弁護人の主張立証で分かりにくかったと感じる点があったかという辺り。

また、立証の中で、立証方法として、一番典型的にドラマで出てくる被告人質問だとか証人尋問、法廷で話を聞くという形と、あとは供述調書とか上申書、陳述書といったように、ある人が述べたことを検察官が代わりに朗読すると、先ほど5番さんがおっしゃいましたが、そういう朗読という形のもの、それと別に実況見分調書とか、報告書というのは、捜査官、検察官が捜査したことを書類によってそれを朗読する、いろんな証拠のパターンがあったと思いますが、そういう証拠調べ、証拠を聞いておられる中で、この証拠って何なのか分かりにくかった、話がなかなか頭に入らないとか、これは分かりやすいとか、そういうのがあったかどうか。

主張の面と証拠の面、これも併せて伺ってしまうと混乱するかもしれませんが、主張、証拠について当事者の立証、訴訟活動の分かりやすさについて、どう感じられたでしょうか。

5番

私は、検察官の作られたメモで、図解をされていて、目で見て分かりやすく作られたものですね。やはり検察官は組織として対応されているので、かなり成熟した中身になっているのかなということを感じました。割合と目で見て追っていけば、その流れに乗っかってるぞということが分かりました。

ただ、ちょっと、解説がちょっとレベルを落とし過ぎかなって感じるそこ

るもあって、ただどの辺に持ってくればみんなに分かっていただけるんだろうかということでご苦労されてるんだなというのがよく分かるんですけど、何となく、もうちょっとレベルを上げた部分があってもいいのかな。言葉の分からない説明は、それは補足すればいいと思っているので、わざわざそれを咀嚼して載せなくても、まず一言こう、何となくリアリティーのある言葉として言ってほしいと。それはこういうことなんだということを書いてもらったほうが、何となく、読むのは読みやすかったかなという部分もちょっと感じました。

逆に今度は、弁護人のほうは、これはどうも私が参加させていただいたときには、非常に見せていただくのが文字情報だけで、これは読まんといかなという感じで、どうしても耳で、説明はされてるんですけども、サマリー的に言ってる部分があったので、どうしても文字を追っていかなくちゃいけなかったというのがあって、それはちょっと煩わしかったですね。

片方で検察官がそういうものがあったので、どうしても比較対照ということになってしまったので感じたのかもしれないですけど、やはり弁護人は個々の対応になっていてということのようですので、どうしても個人差が出てくるのかなと。

一定のレベルまで、同じような分かりやすいところまで、ぜひこう何かこう引き上げてもらえればなということはちょっと感じましたね。

司会者

今のお話に出たのは書面ですから多分冒頭陳述みたいな書面じゃないかと思うんですけど、それが検察官が分かりやすいというところからすると、下手すると、先ほどは逆に、その主張だけじゃなくてちゃんと証拠を見なければ、単なる主張であることを意識されたということなんですけども、主張が証拠のように感じてしまうという、そういう危険というのはあると思いますか。

5 番

あると思います。どうしても目で見た情報で頭の中に入れてしまうので、それに引きずられるということはある気はします。

ただ、そこは、「ああ、そうじゃないんだぞ」ということをやはりプロの方々が、まあ実際に引き止めていただいていたわけで、うまく機能していると思います。だから、事件の内容を知るためには、やはりあの文字情報だけです。両方とも文字情報だけであればそんなに感じないですけど、片やこういうもの、片やこうという形ですと、どうしてもそこでこう見づらいというふうな認識がちょっとこうできてしまう。

そこは工夫をいただいてもいいのかなというふうに思いました。

司会者

ほかの方のご意見伺いたいと思いますが。

3 番

私に分かりにくかったところというよりは、非常に分かりやすく説明をしていただいたなと思います。検察官の方も弁護人の方も両方ともすごくわかりやすく説明をしていただいたと。

先ほどご意見が出たとおり、私も少しレベルを落とした、そのかみ砕き過ぎて説明されているというところも若干は感じたんですけど、裁判員すべての人間が理解をするためには、すごくいいプレゼンテーションしてるような形で分かりやすかったように記憶しています。

主張ですとか立証ですとか、その違いとかは、聞いているときに注意をしなくちゃいけないんですけども、そこは主張を聞く事前の段階です。裁判官の方が、今から聞くのは主張ですと言って、弁護人の方と検察官の方がこういったことを主張したいんだなというような心持ちで聞いてたわけです。その後立証がありますので、そこで主張の内容を吟味していく、そういう心持ちで聞いてくださいという助言というか、をいただいて、主張と入れ替

えてしまうような危険性は特段感じなかったと思います。

司会者

割と分かりやすいという肯定的なご意見だったということですかね。

具体的にその分かりやすかったのはここがよかったからというのは思いつくことはありませんか。

3 番

まず資料がすごくよくできていたというのと、後は主張したい、そのボリュームもすごくあったと思うんですが、それをかみ砕いて、かつ文章量を少なくしてゆっくり説明をしていただいたので、手元にある資料を見ながら細かく説明を聞いて頭にすんなり入ってきました。

司会者

他の方々もできればご意見を。検察官と弁護人がいろいろ主張の仕方が、まあ、事件ごとにも違うとは思いますが、分かりやすさという意味ではいかがだったでしょうか。

6 番

私の事件は強盗致傷で、おそらく一番短い期間で終わってしまって、選任手続を含めて3日間で終わってしまったので、先ほど5番さんもおっしゃってましたけど、やっぱり裁判自体、その日と次の日で、3日目には判決だったので、先ほど言ったように、検察の方の冒頭陳述メモと、最後のやつってというのはすごい、やっぱり一枚で裏表だけできれいにまとまっていて、それとどうしても比べてしまうと、弁護人の方のは文字だけがうわっと並んで、しかも何枚も、5枚ぐらいあったんですけど、それがやはりずっとそれを読んでもらうだけで、非常に聞いている側としてはちょっとどうしても比べてしまうと、どうしても検察官のほうが説得的に聞こえてしまって、裁判官からもちろん両方とも主張なので、気をつけてくださいということは伺ったんですけども、どちらが説得的であったかということを考えてしまうと、相対的に比

べてしまうと、検察の方の資料のほうが見やすく、しかもそれは棒読みされるだけではなくて、非常に説得的にした印象を私は受けてしまったので、しかも3日間、実際は判決が最後なので、1日半の裁判の中ではそれだけで影響してしまうところがあったので、若干、相対的に見たときに、裁判員に対してより説得的であるというのは、私の事件に関しては検察のほうだったかなというふうに思いました。

司会者

今のお話ですと、主張に関しては、文章で長いものよりもやっぱりポイントを絞った、イメージ的なというか、図解的なほうがやっぱりインパクトが強いという感じなんですかね。

4番

私のときはですね。やはり検察の方が作ってくれた資料と弁護人の方が作ってくれた資料とだと、やはり見た目に検察官の資料のほうが見やすく、何となく頭に入って、それからやはり弁護人の方が作ってくれた資料を見ると、やはり文字が羅列してあるだけということだったので、そこでやはりそういう技術じゃないですけど、そういうものも同じぐらいのレベルのほうがいいんじゃないかなというのは感じたのと、あと、私が参加させてもらった裁判なんですけども、結果的に法廷での質問事項、法廷で言ったことがすべてというような形が多かったんで、やはり質問が同じようなことを繰り返し繰り返し聞いていくような形だったので、それさっき聞いたよねみたいなのがたくさんあって、結果的に何かよく分かんないなみたいな、そんな印象がちょっとありました。

司会者

ちょっと、弁護人の文字の多い文章に対するご意見が出ているようですが、弁護人の立場としていかがですか。

田岡弁護士

大変耳が痛いところですけども。弁護人の配布資料というのも文字ばかりのものだけではなくて、弁護士会のほうでも工夫をしております、検察官と同じような資料を配る場合もあれば、パワーポイントを使う場合もあります。あるいはパネルみたいなものを使う場合もあって、いろいろ工夫はしておりますが、どうしても検察官のような組織になりますと、弁護人は個人が事業者ですから、個人でそれぞれやっていくということで、まだまだ遅れをとっていることは否めないと思います。逆に、弁護人の活動がよかったというのがあればぜひ教えていただきたいと思います。

司会者

どうでしょう。弁護人の活動でこの弁護人の活動がよかったと感じられたものがあればおっしゃってください。

7 番

弁護人の方の主張がとても分かりやすく、上手な方だなという感じを受けました。

司会者

それは具体的にはどういう、書面の作り方とか。

7 番

書面の作り方も、話の仕方など。ゆっくりしゃべってもらえるし、言葉遣いも的確にやってもらえるし。

司会者

責任能力という結構難しい問題がテーマだったんですね。それについての話もということですか。

7 番

そうですね、はい。それについてもかみ砕きながらやってもらいました。てんかんについてとかね。そういうことも。素人にも分かりやすい言葉を使ってやってもらって非常にわかりやすい話を聞きましたけども。

司会者

どうしても弁護人に関しては、個人差というか、弁護人それぞれのやり方というのがあるということでしょうか。

今、主張のほうが中心になっておりますけども、証拠調べに関しましては、公判前整理手続という中で、検察官、弁護人とあと裁判所も加わってどういう形で皆様に証拠が分かりやすくなるだろうと考えているんですけども、その中で先ほども問題提起させていただいた被告人とか証人に直接法廷でしゃべってもらうのと、供述調書とか上申書とか陳述書とかの朗読というのは、この辺、自白事件だと被害者とかその方々は証人になっておられたのか、それとも供述調書だったのかいかがでしたか。

今、確か供述調書が出たというような話がありましたが、自白事件のほうでも、やはり供述調書ではなく被害者の方が証人で出られた事件はありでしたか。

4 番

私のときには、やはり供述調書関係で、やはり家族の方の話で、検察の方と違う主張を法廷でする場面がありまして、結果的に供述調書が証拠として採用されないというような形になったので、どこまで信用するのかというのも、そのときにやはり全部が全部信用するわけにはいかないんだなという印象は受けました。

司会者

ほかの方々の、例えば供述調書で証拠調べが終わったのに、本当は本人が証人として出てきて話が聞ければよかったなというふうに感じたかどうか、とかその辺りを含めていかがですか。

6 番

私の事件の場合は、供述調書だけだったんですけど、最後に被害者の方がお手紙を書いたんですけど、それを裁判長に朗読していただいたんですけど

も、結局強盗に入られたということで、女性の方だったんで犯人とは二度と会いたくないということで、供述調書だけでは恐らく言えなかったであろう意見というものをお手紙の中に込めて、もちろんあくまで手紙なんのでということで、証拠としてはできないんですけども、やはりそれからちょっと裁判員として私が受けた心理的な部分ですね、被害者に同情するというのは少し強まった気がします。

司会者

供述調書ではなくて被害者の意見陳述というような形で、書面が出されたということですね。

6番

はい。

司会者

2番さん、3番さんも事件の内容からいくと、被害者がいた事件ですかね。

3番

そうですね。私の事件は強姦致傷で。

司会者

だと、なかなか証人にはなりにくいと。

3番

そうですね。被害者の方は法廷には来られていらっしゃらなかったんですけども。最後に裁判官から意見陳述いただいているということで、心情はある程度裁判員のほうに伝わったのかなと。

被害者の方に、できるかできないかは別にして、お話を聞ける機会があればいいのかなというのは一緒にやってる裁判員の中でも、意見を聞かないことによって心情をくみ取り過ぎてしまうのか、取らなさ過ぎてしまうのか、そういったところにどこまで踏み込まなきゃいけないのか、すごく難しいところで、被告人のみの立証ですか、そういったことが淡々と進んでいった裁

判でしたので、最後はそこは結論が出なかったんですけども。

被害者の方は非常にやりにくいとは思いますが、何らかの形でもう少し立証ということになるのか分からないのですが、裁判員に対して何か言える機会を設けたほうがいいのかなどというのは感じました。

司会者

性的犯罪というところ難しい点もあるんですけど、被害者の声は聞きたいというところはあるんですかね。

3 番

そうですね。

司会者

こういうふうなその被害者の声を直接っていう、話題っていうのは、他の方の事件ではありましたか。

8 番

基本的には、被害者の方の言葉というのは話していただきまして、証人という方が複数おいでになっていて、ということがあったので、犯人の意見のみではなかったというところで、きちんと平らにしたところですね、物事が見えたかなと思います。

司会者

今、証人、被告人質問と証人という形と供述調書の話を書きましたけど、それ以外の書面の朗読、実況見分調書とか写真の提示があったと思いますが、そういう書面の朗読についてはそれなりに頭に入っていったということによってよいのでしょうか。それとも何か非常に分かりにくいというふうに感じられた面とか、おありでしょうか。

5 番

特に分かりにくいということはなかったですね。

司会者

皆さんうなずいておられるようですけれども、特に分かりにくいと感じたとか、こういうのは困ったなみたいなのはなかったということによろしいでしょうか。

検察官などはこういう立証の方法についてどうやったら理解してもらえるかという工夫されているかと思うんですけども。

川原検察官

はい、そうです。そういう意味では、今回のご出席の方、何人が責任能力が争われたとおっしゃられていましたが、鑑定をしたお医者さんの方、証人として出ておられたのか、鑑定したお医者さんの証言について、分かりやすかったのか分かりにくかったのかということがあれば教えていただければと思います。

司会者

責任能力の問題ということで4番の方、いかがでしょうか。

4番

私の方も、お医者さんのほうが来られて話を聞いたんですけど、来られた先生がやはり偉い先生でしたので、まあ、言いたいことはわかるんだけど、もう少し順序立ててこうだからこうですよというような話をするともっと分かりやすかったのかなというのは感じられました。

ただ、そういうやはりぼやけた発言があったんで、弁護人の方と交渉してましたんで、そういう形で、はた目から見ると先生がちょっといじめられてるような、そんな印象もありましたので、ちょっとやはりその辺も、先生のほうの発言とといいますか、そういうのもある程度、こんな形で分かりやすくというのも必要かなと思いました。

司会者

今のは、検察官の主張に沿った証言をされたお医者さんがいて、弁護人の反対尋問があったということですね。

4 番

はい。

司会者

そこの尋問を聞いておられる中で問題点というか，そのとおり認定できるのかできないかと，その問題点については大体分かっていたという。

4 番

大体はこんな感じなんだろうなというのは，そんな感じはするんですけども，ただそれが本当にどうだからという詳しい質問はなかったもので，一般的にこうですよみたいな話が多かったので，やはり，そういう，話の仕方じゃないですけど，ちょっと感じられました。

司会者

あと責任能力。7 番の方ですかね。

7 番

病院の先生の話も直接話を聞いたんですけど，その先生の説明は医学的な知見として分かるんです。分かるんですけど，それが責任能力を認めるか認めないかというところは，そのお医者さんはもちろん断言しないんで，そこまでの話なんで，こうこうこういう頭をぶついたらこういう障害がありますよというところまでしか話は聞けないですけど，その医学的な話を聞く，という話では，飲み込める，分かり易い話は聞けました。

司会者

責任能力は，お医者さんの証言で認定できる範囲と，あとは法的判断だから裁判所で判断する話だということですね。

7 番

そうなんです。そことこれとは話は別だから，お医者さんはそこまでは言えないんですけど，これこれこういう障害が認められませんでしたとか，認められましたというところまでは，話は聞けましたので。

司会者

そのお医者さんの話の限度では非常に分かりやすいと。

7 番

分かりやすいですね。それはもう説明しながら，絵を使ってね。こう，説明して下さって。それはもう分かりやすかったです。

司会者

そういうご感想ということで，検察官，この程度でよろしいですかね。

次のテーマというのは，こういうふうな審理，主張，立証がありました後に，裁判官と裁判員の評議というのがありまして，それは正に外からは見えない評議ということになってしまいます。

評議についてはどんな感じだったか，その評議を進める中で，こういう点はちょっと気になったとか，これはできてないんじゃないかとか，逆にこういう点はよかったということがあったと思うんですけど，それについてのご意見を伺いたいと思います。

3 番

最初に選任された方と顔を合わせたときには，誰も一言もしゃべらないで，ここで裁判が進められて意見を言ったりするようなこともあるだろうかと思ったんですが，始まってみて，いろんな資料をみたり，終わった後に意見の交換すると，すごく意見が活発に出てたと思います。

いろんな意見があるので，対立することもあると思うんですけども，一つの事案に関して裁判員でみんなで考えているというか，団結したような形で，問題解決ではないんですけども，一つの事案に対して審理を取り組んでいるような感覚がすごくあって，雰囲気はとてもよかった感じでした。

評議の進め方で気になった点ということではないんですけども，時間を追っていくごとに，少しずつ考え方が変わっていくような気がしました。裁判について詳しくなるとか法律について詳しくなるとかということは分からな

いんですが、最初に話している内容よりも、どんどん話し込んでいくと議論が深まって意見が変わっていくというのがあるじゃないですか。

元に戻るとか特に感覚的なものですがけれども。ある程度時間の期限がある、ここまでというのはあるんで一定の結論には達する。正解がないというか、話せば話すほど、もっと話せば違った結論が出たのかなというのは終わってみて、しばらくしてから感じたことです。

司会者

話された感じとして、時間が足りなかったと感じたと、そこまではないんですか。

3番

意見が全部言えなかったからということではなくて、意見が出て、ある程度意見が衝突していくとまた新しい意見が出てくるので。

そうすると、その裁判員の中でも恐らくみんな考え方が少しずつ変わっていったような感じがするんです。前に言ったことと違う意見も遠慮なく言ってくださいと最初に言われているので、そこは本当に遠慮なく意見というんですが少しずつ評議の雰囲気というのかだんだんだんだん活発に意見を言えれば、また誰かが違う意見を言うわけで、そうすると少しずつ場の雰囲気といいますか、変わって行って、もう少し、そういう意味でもう少し時間かけるとまた違う結論が出たのかなということです。時間がないとかいうことではないです。

足りなかったとか、無理だということではないです。時間があればあるほど違う結論に到達していくのかなと。

司会者

今のお話は割と裁判員の方々が意見を言ってるという雰囲気が出てたような気がするんですけど、一つの見方は、もしかしたら裁判官がかなり誘導して、そっちの方向に皆さんが行ってるんじゃないかという不安もあるだろう

と思うんですね。

何か評議の中でそういうふう感じられたことというのはありますか。裁判員の方々が評議してたのか、裁判官がかなり誘導してるなと感じられたか。その辺、評議のあり方、進め方とはどんな感じだったでしょうか。いかがでしょうか。

7番

量刑ってあるじゃないですか。じゃあ懲役何年にしましょうと。それは評議の中で決めることですね。

それってというのは、裁判員に選ばれたからにはやっぱり自由な自分の意見で、自分の考えで話をする、裸の意見で話をするというのが本質なんですよ。やっぱりそういうために裁判員制度がある訳ですよ。

リードするというか、これはあんまり言っちゃいけないかも知れませんが、評議のことはあれだけど、みんな裁判員のほかの人たち、何年にしようか分からないと言うんですよ。何年なんだと。この手の事件だったら何年なんですか、僕たち素人だからわからないよとみんな言うんです。

司会者

そういうとき先例か何かというのがありますよね。今までの。

7番

そうそう。結局分からないからといって、今までの前例をこう眺めるわけですよ。それを眺めた途端、結局はその平均的なところにみんな意見が集中してしまうんですよ。

それを見た途端に、みんなそのアベレージのところで、じゃ、私何年、私何年、こう思います、こう思います。それを見る前は何にも分からない。分からないで。何年です、何年です、僕分からない、私も分からない。

やっぱりその辺はもっと裸の意見をぶつけていいんじゃないかなと思いました。

司会者

その辺は本当に難しい問題で、過去のその裁判例との衡平を図ることがまず必要だという考えもあるだろうし、それは考える必要はないという考えもあるだろうし、その辺自体も議論の対象になって来るんじゃないかと思うんですけどね。

7番

それは難しいなと感じました。

司会者

確かに基準が全然ないところでどうするかということになりますね。

7番

そうです。であつたら、素人の裁判員呼んできて、やることはそんなにならんんじゃないかなということにもなってしまいますね、極端な話。

司会者

ただ、過去の例で、同じ事案はないんですよ。

7番

ないですよ。

司会者

だから、その辺り、どうこの事件を考えるかというのは大切な問題だと思うんですけども。

7番

それを、そのグラフ見る前には全然違う年数を私も考えてたんです。だけど、やっぱりそれを見たら、そうかなみたいな感じにはなりました。

司会者

過去の量刑資料というのはそれを考える中ではいろんな効果が果たされているんですかね。どこにどう使ったらというのは評議ごとに決めますけど。皆さん量刑のときには量刑資料はご覧になったんですか。

6 番

私の事件のときには、裁判官の方がリードしたかっていうお話では、もちろん司会進行はリードしてくれてましたけど、基本的に意見は裁判官はなるべく言わずに、あとは私たち裁判員に意見をまず闘わせて、なるべく自由に意見を言えるような雰囲気を作ってくださいって、それで意見がある程度出て、過去の量刑というのがある程度見たいって意見が出たときも、なるべくそれを最後まで出さずに、まずは私たちのほうで意見を突き詰めて行って、それで過去の量刑を一つの参考までで、これに縛られる必要はありませんのでという形で出していただいて、それからまた話しましたが、そこまでそれに余り影響されたということはありませんでした。

司会者

では、量刑資料というのがどう影響しているのか、どう伝わるのかというのは。

5 番

私もそのときに早めに出すことにはどうですかね。私はある程度確定的にこれぐらいでいいんじゃないかって、信念を持ったんですけど、過去のやつを見ると、裁判員裁判が始まる前のものから結構長いスパンで出てきた。そうすると、こういう事件で何年というのが分かるわけですけど、今回の事件よりもはるかに悪質だなと思われるようなもので、それでもこれかというようなものが中にぽつぽつとあるんですね。それに引っ張られなきゃいいなというふうにちょっと感じたことはありました。少なくとも裁判員裁判になった後、一般的には量刑が少し重い方にシフトしているような報道もあったりとかですね、具体的なところははっきり分かりませんが、裁判員裁判が導入された一つのきっかけともいえる市民感覚というもの、そういうものがなかった時代のそれを見せられると、あれっ、ちょっと違和感を感じた。ただ、全く何も無いところからというのは難しいと思うので、

何か使い方に工夫があればいいのかなというふうにはちょっと思ってます。

私が参加したときには、こういう量刑、こういう事実でこういう結果であれば、最高これぐらいというような話もきちっとこう説明をいただいていたので、その中でみんなが自由にですね。自由というか、ある程度これぐらいじゃないかなというのも思ってたことは間違いないと思います。それをみんなで発言して闘わせてというところまではなかなかいかなかったかなというふうには思ってますけど、一定の意識を持って、みんなでそれを見ながら検討したということ自体は間違いないと思っています。

司会者

量刑に絞らなくて結構ですが、評議の様子について順番に伺っていきます。
どうぞ。

4 番

私が参加したときにもやはりほかの方と同じような形で、初めに今一人ずつどのぐらい、感覚的に初めどのぐらいなんだろうというような、裁判員の意見を聴取した上で、それから意見をある程度、大体出そろったあたりで、過去だとこんなのがあって、こんなのが何年ぐらいでというのがあったんですけど。ただ、似たようなものはたまたまなくて、これはちょっとほど遠いけど、こんなのですとこのくらいですというような、そんなレベルだったので、結果的にはやっぱり自分たちで話して、そんな形でちょっと最後の結論までいったような形だったので、やはりリードしてそうなるとか過去に縛られたってということではなかったと記憶してます。

司会者

評議についてまだ発言していただけていない2 番の方はいかがでしょうか。
評議全体について。

2 番

その量刑というところで、やはり今までの資料というものを私も見せてい

ただいたんですけれども，5番さんにおっしゃっていただいたんですが，今までの事例にしては重めな判決というか，私たちの意見をもとに重めになったような気がしています。

初めはその何年ていうところまで決められるというか，この裁判員のこの審理の中で決めるということが，ああ，そこまで本当に決めるんだなということがとても私の中では驚きだったんですが，でも皆さん，資料がないと本当に分からないので，物差しが全くないので，見せていただいて，で，その中でもやはりどちらの心情をもとにというか，亡くなった方だったりとか，その犯人になってしまった方の心情だったり，そこもいろいろ酌み取りながら話をしていく中で，ここになるんじゃないかなというところで本当に引き出して，裁判官の方にも引き出していったいただいたと思うので，その中の話し合いというところではすごい皆さんの意見を全員本当に意見を聞きながら進めたと思います。

司会者

あと評議については，8番さんですね。

8番

非常に評議をする時間がありまして，議事進行は裁判長，裁判官のほうでやっていただきまして，裁判員のほうはもう自由活発な意見をさせていただきました。

で，その中で思ったことは，やはり皆さんが今，口にされている量刑といったものも出てくるかと思うんですけれども，そこを決めるときに，やはり自分ではどうやるか，意見をみなさんと思い思いに言って，で，ブラックボックスからさらにブラックボックスで，メモ書きをして一度やって，その後先例事例というものを見せてもらって再度検討しますというのが流れだったかなと思います。

ですので，余り大きく左右はされなかったですし，かといって，数をこな

してきたというところがあったかとは思いますが、ある程度まとまったかなというふうに思います。

司会者

量刑については、弁護人の弁論で昔は必ずしも言わなかったけど、裁判員裁判では何年と提示する例もそこそこあると聞いています。

弁護人はこの量刑がどう決まっているかについて、どういうふうな感覚を持っているのでしょうか。

田岡弁護士

ちょっと伺いたいのは、検察官が最後、論告という中で、求刑を行いますね。懲役10年が相当だとか無期懲役だとか。

また、弁護人も最近はそれと並んで、懲役5年が妥当だとか執行猶予相当だとか言うのですが、それはどのくらい意味を持ったか、また、その年数になる納得できるような根拠が、その論告や弁論の中であったかどうかというのはどのようにお感じになられたかを教えていただきたいのですが。

司会者

裁判員の方々に伺う前に、検察官から裁判員の方に伺いたいということがあれば。

川原検察官

弁護人が言いましたことと同じです。

司会者

論告求刑の年数、弁護人の主張する年数というのが、どの程度その評議の中で影響を与えたかという。それについて何か、コメントできるような方はいらっしゃいますか。

8番

今、どういった根拠があったかということだったかと思うので、その根拠というのが裁判員には持ち合わせていないというのが事実かと思えます。

その中で、ある程度の物差しという表現を使っているかと思うんですけども、それが先例事例だったりするかと思うので、そこにみんな結ぶと偏っている部分か、引っ張られていくかという部分なのかなと。

6 番

私の裁判員の皆で話した中に、結局求刑、刑を何年にするかというものというのは、一体何のために被告たちは刑務所に入るのかということで、更生させるためなのかという話になったときに、そしたら一体何年入ったらこの人は更生する可能性が一番高いのかとか、そういう資料というものはないのかなということちょっと話し合ったりしました。

基本的に求刑とあと弁護士の方が刑はこれぐらいだと思われたのがある程度目安にはなったんですけども、その刑というものがなぜ、説得的であるというのは、先ほど8番さんがおっしゃいましたけど、何かの事件と比べてこうだから、こういうときにはこうなったからこれぐらいは入れるべきとか、そういうふうにおっしゃってくれば分かりやすいんですけども、私たち初めてだったので、本当に何年ていうのが一番いいのか本当に分からずに、かつ被告の人が何年間刑務所に入られたら一番更生される可能性が大きいのかというのが全然わからない中で考えなければいけなかったんで、それは量刑自体を正確に考えるっていう意味ではちょっと時間が足りなかったのかとは思いますが、そのほかの話し合いとしては時間はあったと思うのですが、量刑はちょっと難しかった。

4 番

私たちが参加させていただいたときには、やはり弁護人の方の量刑の長さとか、あと検察官のほうの量刑の長さとか違ってまして、主張もそれぞれ違ってたんで、で、全部認められればやはり弁護人の方の意見が認められるんだったらやっぱりこのぐらいなのかな、で、検察の方がこの意見が全部認められるんだったらこのぐらいなんだろうねというような物差しには使わせていた

だきました。

ただ、その中で、ここは違うよねとかという評議をしていく中で、じゃ、トータル的には、これは認められるけど、これはちょっと違うねというような、そうするとミニマムとマックスみたいな形でちょっと使わせていただいたような、そんな使い方をしたと思います。

司会者

両脇の枠を決めるという形にはなったということですかね。

4 番

ええ、そうですね。

司会者

ただまあ、裁判員裁判の報道を見てるとね。求刑を超えた判決なんてものも出てるのは出てるみたいですけどね。

4 番

はい。

田岡弁護士

弁護人の求刑が余りに低過ぎて参考にならない、むしろ弁護人は何を考えてるんだという反発を持たれる方がいらっしゃるんじゃないかと、それはなかったでしょうか。

4 番

いや、逆ですね。かなり低いというイメージがありました。ですから、それでミニマムかなというような。

8 番

今、4 番の方がおっしゃっていただいたような形がものすごくしっくりくるんですけども、私が携わったものというのは、強盗殺人というものなので、基本的に極刑か無期懲役かという二択の中なんですけれども、そうではない有期刑というものを弁護人は求めてきたと。

逆に、先ほど根拠という言葉が使われたので、その根拠というのが非常に弁護人の方の表現によって変わってきたんだと思うんですけども、余りにも軽過ぎないかというような表現のような。ちょっときらいがありました。

司会者

量刑はもともと裁判所でも経験に基づいて何かブラックボックスの中でやったみたいなの、最近、量刑を分析しようという動きもあるんですけど、本当に難しいところかなと思います。

次の問題に移らせていただきたいと思います。ここには報道関係の方もいらしてますけど、よく問題になっているのは、最近、守秘義務ですね。

守秘義務がある程度は必要なんだけど、一生ずっと背負っていくと苦しいという話もありますし、守秘義務については手続の中で一番最初から説明があったと思うんですけども、選任直後からそういう説明をお聞きになって納得されたか、そんな必要性があるだろうかと感じられたかどうかとか、あと守秘義務というのを課された中で今まで生活してこられていろいろ困ったとか、何か負担に感じたのか、そうでもないのかとか、そのあたりについて伺えればなと思うんですけども。

結構重要な問題でもあるのでできれば順番にもう全員に発言していただければと思います。

2番

そうですね。私個人としては、何か困ったりとか、何か悩んでしまったりとかはあまりなかったんですけど。同じときにいらっしゃった方で、やはり責任が重過ぎるので、次回こういうことがあったら絶対にやりたくないとおっしゃっていた方がいらっしゃったので、そう思われる方もやはりいらっしゃるんだなというのはとても感じました。

私個人としては特にそういうことは今までも、終わってから特にないですし、事件について、たまに本当に思い出すことはあるんですが、ああ、こ

の人はどうなったのかなとかと思うことはあるんですが、特にそこに縛られることはないので、そういう気持ちはないですけども、人によってはというか、その方によってはそういうこともあるのかなというのをすごく感じました。

司会者

今のは、裁判員についての責任の重さが苦しかったというのは、守秘義務で秘密を守るということで何か。

2 番

いや。秘密を守るではなくて、裁判員というものを。

司会者

守秘義務についてはいかがでしょうか。

2 番

そうですね。守秘義務については、それほど重いという感覚はなかったです。さすがに会社も休まなければいけなかったりとか、そういうこともありましたので、身近な人たちにはそのことも、裁判員になったというような話はさせていただきましたし、その事件の中身とか、そういうこと。

司会者

ですから、守秘義務というのが評議について話しちゃいけないよということと言われてるんで、その中で、人間ってある意味本当は自分が経験したことを人に話したいという気持ちがあるのにそれを話せないことが苦しいとか、そういう意味では。

2 番

ああ、そうですね。特に。自分のその生活の中では密着しているものではないと思われるので、特にそこに苦しむようなことはなかったと思います。

司会者

あと、そもそも守秘義務についての説明があったと思いますが、その説明

については納得できましたか。

2 番

そうですね。特には疑問に思うようなことはなかったですね。

司会者

3 番の方，いかがでしょう。

3 番

守秘義務についての説明は問題なく納得できたと思います。守秘義務の範囲についても納得したので範囲についてはこのくらいについては守秘義務があるんだなということで分かったと思います。

守秘義務を負うことによって辛かったというのは，裁判員で裁判に取り組んでいるときに，やはり私の裁判でも量刑についてはみんなで決めるときにかなり悩んで，その苦悩したところを共有できるのが裁判員6人のみでしたんで，それを誰かに言いたいというわけではなかったんですが，これについては裁判が終わって時間が経つごとにこういうことっていうのはやっぱり忘れていきますので，それほど辛かったということはないんですけども，裁判中についてはそれだけ悩んで結論を出していくときに，裁判中にその裁判が終われば，例えば回路が戻ったりもしますんで，そのときにやっぱり頭の中にもやもやしているというのはありました。

ただ，ずっとそれが守秘義務を負ってることがその後もずっと辛かったということはなく，時間が経つとある程度忘れていきますので，それを負うことについて精神的な負担はなかったです。

司会者

守秘義務は選任直後の説明のときにも一番最初に説明されるんですかね。

3 番

そうです。

司会者

その範囲についても，法廷で出たことは大丈夫だよというような話はありませんか。

3 番

はい，その部分については言ってもいいと。まず最初の説明としては評議室の中で話したことはもう守秘義務がかかりますよと。

ただ，その中で話した法律的な解釈とかの説明については，別に守秘義務はかかっていませんということで，要は大原則として説明してもらったときにまあそういうもんだらうなど。

司会者

4 番の方，いかがでしょうか。

4 番

そうですね。私もやはりその説明をしてもらったときには，やっぱり，そうなんだというような感じで，じゃ，ここの部分は話をしてもいいのかなとかっていうのはあったんですけども，逆に私もあまり会社で話したいとかいうのもなかったもんですから，終わって会社に戻ったときにも聞かれそうになって，いや，経験してない会社の間がほとんどなものですから，守秘義務でしゃべれないんだよねと言われて，はい，とそこで断わったような，そんな感じで，逆に守秘義務という言葉だけ先歩きをしてるんで，で，話したくないときは守秘義務ですからみたいなので断わったというのは多々ありました。ですから，個人とすると，守秘義務に縛られてという感じはなかったです。

司会者

5 番さんいかがでしょうか。

5 番

私も守秘義務に関しては全く負担になっておりません。逆に，評議室の中の守秘義務といえますか，要するに公開しないという原則がなければ，ああ

自由な意見が言えないんだと、こういうところでこういう人がこういうことを言ったんだということを書いてもいいという話になると、やっぱり迎合的になっちゃうので、あとはもう守秘義務があるんだということで、自由な意見を保障してるということは充分理解できると。

ただ、裁判所なり、この制度の広報の中で一番最初のところで、裁判員に選任されたことについての守秘義務といいますか、要するにインターネット等で誰でもが見られるような状況にしてはいけませんと、それはそのとおりなんですけど、そこをちょっと余りに難しく考え過ぎている方がいらっちゃったという話を先だってテレビか何かでちょっと見まして、周りの人に秘密にしたので、人に言っちゃいけないと思って言わなかったら、結果こんなことになったということで、非常に不幸な人を作り出してしまったという話を聞きました。で、希望的な話なんですけど、要するに裁判員になったということを職場の人であるとかそういう人には話してもいいんだという広報をしていただきたいですね、逆に。

やっちゃいけない、ただし、やっちゃいけない内容は、インターネットでこういうふうに公開することですよと括弧書きになってたような気がするんですよ。

そうではなくて、裁判員になったということは、周りの人には、仕事関係の方だとかなんだには、それは言ってもらって結構ですということを逆に言ってもらってれば、この間、情報を聞いたそのような方は多分出なかったのかなとちょっと思えるんですよ。非常に残念な事件だなと思ったので、広報の仕方を変えていただけるといいのかなというふうに思っています。

司会者

仕事を休むからには職場の人に言わなきゃいけないのに、一切言っちゃいけないんじゃないかと思ってしまうっていうことですよ。

5 番

思ってしまったて、で、周りの人から、遊んで休みを取っているというふう
に誤解をされてしまって、その後何を言っても、もううまくいかなくなって、
人間関係が非常に崩れて、という不幸な話を耳に挟んだんで、それはちょっと
と罪作りだなと思ってしまったので。

司会者

どこまでだったらしゃべっていいですよ、ここまで話していいんですよと
いうところがはっきりしなかったと。

5 番

そうですね。FAQをもうちょっと充実させるといいのではないのかなと
思います。

その中で守秘義務、要は、評議室の中の話はだめなんですよと、守秘義務
がありますということだけを言って、ほかは、これはいいんだということ
を逆に出してほしいですね。希望でございます。

司会者

6 番の方。

6 番

私も特に守秘義務を負っていることですごい苦しいということは特にな
いんですけども、まず一つ目は今5番さんがおっしゃったように、やはり選任
される前の時点で、どの範囲の人間にまで言っているのかいまいちちょっと
分からなくて。

どうしても自分が都合つけるために必要な人間には裁判員に選ばれるかも
しれないけどということでしたんですけども、インターネットで例えば公
開してはまずいというのは分かるんですけども、例えばそれも一体どの範
囲までなのかというのがいまいちちょっと分からなくて、いまいち分から
ないんだったらもう基本的には言わないと。例えば友達だけが繋がってるフェ
イスブックとかですね、ああいうもので言ってもいいものなのかどうなのか

いまいち分からなくて、そこが第1点のちょっと気になった点と、あと、終わった後に何件か新聞社の方からアンケートをいろいろいただく機会があって、アンケートにお答えすると、やはり先ほどの3番の件の評議でしたけど、評議の秘密に触れない範囲でしか答えられないんで、逆にちょっと、なかなか具体的な意見を言い辛かった。

あと、評議の秘密は確かに分かるんですけども、例えば全会一致であったとか、あるいは少しもめたということも言ってはいけないと伺ったので、そこも、誰がこういう意見だったというのはもちろん言ってはいけないと思うんですけども、そのくらいはちょっと言えてもいいんじゃないかなというのはちょっと感じました。

主にこういう裁判員制度についてどう思うかというお話をする機会とか、あとアンケートに答えるときにだけちょっとそういう評議の秘密というのがちょっと非常に引っかかりまして、評議の秘密って難しいなと。

司会者

やっぱり一票の差でしたということになったら、その結論に対する信頼性とかがどうかとかという問題が若干出てくる可能性があるかなとは思いますが。では7番の方お願いします。

7番

守秘義務に心の負担を感じるかといったら、感じません。もちろん忌憚のない意見を言うためには守秘義務というのが必要なことだと思いますし、それはあってしかるべきことだなと今でも思います。

それについての裁判官の方からの説明についても、よく話を聞いて理解できるものでしたので、もちろんそれは納得。これこれこういう理由があって守秘義務をするんですよという説明があったので、腑に落ちました。

司会者

はい、ありがとうございました。では8番の方お願いします。

8 番

私は、守秘義務が課される理由については、頭の中では分かりました。

ただ、範囲という部分が非常にあいまいだというふうにいまだに感じています。というのは、自分の身近な人には話していいですよ、身近ってどこまで、家族なのか、勤めていれば上司で、同じ課で、そうすると、縦割りで人事や総務や、会社全体に知られてしまう。というようなことがあって、どこまで話をしようかというところで非常に悩んでおりました。

また、事件そのものが殊にメディアで報道されてしまったところがあって、ああ、この事件がというところがあって、伝えていいものやら悪いものやらと、選任手続のときに初めて事件について分かったんですけれども、非常に重たいなというふうには感じておりました。裁判員の守秘義務を課することについては、先ほどの5番さんの方とよく似たパターンですけども、広報の仕方ですね、何しちゃいけませんと言われるとみんななかなかぎしぎししてしまう。

で、これはいいんですよと、でもここまでにしましょうと、きちんと線引きをしてもらえればなというのが要望としてあります。不幸のおすそ分けはしないでもらいたいです。

司会者

今おっしゃった範囲というのは、人の範囲だから、むしろ裁判員になったことを公にしちゃいけないという点で、裁判員になったことをどの人まで言えるかということですね。

8 番

はい。

司会者

評議の秘密に入るか入らないか、6番さんがおっしゃったのは、むしろ何対何、全会一致なのかというのは評議の秘密の範囲、どこまでが評議の秘密

になるかどうかという問題で、まあ二つ、違う問題があるということですね。

8 番

手前の段階と評議になった段階というのですかね。あるいは実際に携わり始めて、二段階やっぱり必要なのかなという。

司会者

ありがとうございました。オブザーバーを含めまして参加していただいている方から裁判員の方に何かお話を伺いたいというのがあればいかがでしょうか。

三浦裁判官

話が半分戻ってしまうようで恐縮なんですけど、1番目の仕組みの理解ということと3番目の評議についてということを含めた質問になると思うんですが、多分裁判手続の中ではいろいろな技術的なところもあって分かりにくいところもあったかとは思いますが、そういったものも評議の中でいろいろ質問された中で解消していったのかなというふうに想像しますが、そういう評議のところで問題が生ずるたびに説明していくという形と、それからある程度最初に全部こうレクチャーのように説明してよく分かっていただいた上で全部やっていただくという方法と、いろいろやり方はあると思うんですが、裁判員裁判をご経験されて、こういうことはもう少し早く言ってもらったほうがよかったのではないかとか、あるいは、こういうことはこの事件ではなさそうだからむしろ説明してもらっただけ無駄だったとか、そういったようなことがありましたら教えていただきたいんですが。

司会者

気づいたのが遅過ぎたとか、もうちょっと早く聞いてればよかったみたいなことですね。

前田弁護士

8番の方は、供述の真偽が争われましたよね。何かございましたら、また

同じ。お聞きしたかったので全く同じで。

8 番

はい。まず、段取りとして、最高裁から名簿に載りましたよという通知が来るかと思うんですね。それが11月に来たと思うんですけども、もう二十歳以上の国民であれば全員届くんだからそこに無駄なコストをかけることはないよねというのをまず思いました。

もう全員リストには載ってるという大前提があります。そうすると、一つ手間減りますよね。コストもかかりませんよね。ただそれだけのPRに注意してもらいたいなというふうに思いました。で、実際に、今度名簿に載った後から段取りを始めるというところで、早い人だと直近の翌1月になって、遅い方だと翌12月になりますから、そこでまた約1年のギャップが出ちゃうので、その間にすべきインフォメーションがあるんだっただらしておいてもらいたい。忘れたころにやってくるというのが非常に悩ましかったなと思っております。

で、評議についてなんですけれども、これは法廷で見たこと聞いたこと、自分自身がされたことは伝えていいですよということが大前提なので、評議の内容についてはお答えできない部分になっているんですけども、非常に実のあるというか、次の方に活かしてもらいたいと思いつつ、これは一度経験しないとできないよねというのがあるので、裁判員経験者による、今度は、例えば第2回戦と言ったらいけないんですけども、そういったものの機会があればより充実したものになるかなと考えたりいたします。

司会者

もう少し具体的に、審理が始まった後に何か説明受けたことで、審理の中でももう少し早目に分かればよかったとか、評議の中で説明を受けたけど、それをあわせて早い段階で分かればよかったみたいな、そういうことはございませんでしょうか。

8 番

非常にタイムスケジュールというか、いつ何をしますというのが案内で流れてましたので、そこに向けてみんなが思慮を結集して、いろんな意見を結集することで、ゴール地点が見えたのですごくよかったかなと思ってます。

河原検察官

評議についてなんですけども、評議で法廷で現れた証拠の内容というのは十分記憶されていたか、記憶で足りなかった場合どんなふうに確認されたのかという点はいかがでしょう。

2 番

殺人事件で凶器があったんですが、法廷内でもみんなで手にとりながら見せていただいたんですが、再度、評議の場でも、再度また中に入れていただいてもう一度見るという機会も作っていただきました。

司会者

ほかにも何かおありでしょうか。

野嶋弁護士

今、8 番の方からマスコミで報道されたような事件というふうにおっしゃったんですけども、例えば裁判員になる前にテレビとかで触れられた事件をやる場合に、そこでの印象を払拭できるのかということと、あと裁判員の裁判をやりながらもマスコミ報道というのは必ずあると思うんですね。

そういうものに印象みたいなものを迷わされることなどあるのかどうかということですね。マスコミに関してその影響を受けるかということをお伺いしたいですね。

司会者

報道されるような事件は8 番の方ですかね。

8 番

個人の感想になってしまいますけれども、まず全く自分が裁判員に関わっ

ていない状態のときには、第三者としてひどい事件があるもんだという発想から、自分がその事件に携わったときに、当然自分がほかの他人だったらすごい興味本意で物を聞いてくるだろうということがあったので、その間連絡を一切取らなくなりました。

テレビ，ラジオ，新聞，雑誌も読まなくて、その間、当然いらしていただいて、表で待っていらっしゃいます新聞社の方もいらっしゃったので、その方たちが多分帰っただろうというタイミングを見はからいながら出たりとかいうのは、そういう記憶がありました。

野嶋弁護士

それは裁判所からそうしてくださいということじゃなくて、ご自分の判断でされたということですか。

8 番

初日に関してはインフォメーションがあったので、以下、その次の日以降も同じような対応かなという、勝手な想像のもとにありましたけれども。

野嶋弁護士

例えば量刑に関する評議の中でそういうものの影響は何かある。裁判官のほうから何かそれについてはもう考えないでくださいというような、あらかじめ。

8 番

考えないでくださいというふうなですね。

野嶋弁護士

アナウンスがあったのですか。

8 番

見たり聞いたり，それこそ違う情報，正しい情報という言い方なら，証拠に基づいてきちんとやってくださいということがあったので，そこに影響されないようにというようなことはそこでは言われました。

司会者

申しわけありません。予定の時間を少し超過しておりますので、報道関係の方々からの質疑の時間として取らせていただいておりますから、そちらのほうに移りたいと思います。まず最初は代表の方からの質問になりますかね。

A社甲記者

記者クラブの幹事社をしておりますが、A社の記者甲と申します。まず最初に幹事社から1問だけお尋ねしたいんですが、制度がもうすぐで3周年ということでして、多分見直し論議というのが本格化しつつあるところだと思うんですけども、皆さんから見て、制度についてこういうところをこうしたほうがいいんじゃないかというご提案を持っている方がいらっしやいましたら、どういった点でも結構ですので教えていただければと思います。

選ばれる段階から法廷でのやりとりや判決後とかいろんな段階があると思うんですけど、どういった点でも結構ですので、何かありましたらお願いします。

5番

私が思うのは、補充裁判員の方のあり方というか、位置付けというか、法廷にはすべて一緒に出て、評議にも一緒に入っている、ただし一票を持っていない。

で、結局評議に出てるので、自分としては評議の中で最終的な結論まで出せないのに同じように守秘義務を負ってしまう。

非常に中途半端な立場でありながら負担は同じというようなイメージがあって、私が参加させていただいたときにはお二人の補充裁判員の方の1名は最終日には欠席をされました。これは、裁判長からのお勧めもあって、それでも結構ですよということで。お残りになられればそれでも、ということだったので。お一人の方は残っておられました。

そうすると非常に何か申しわけないなという感じがあってですね。あの

方々の位置付けというのがもうちょっとすっきりできないかなと。

最後に評決をとるときには席を外したほうがいいんじゃないかとかですね。結局、恐らくですよ、何かぎりぎりのときであれば、おれが一票を入れてればこうだったみたいな、そんな話を持たれて出るのは非常に何か変な感じかなと思って、例えば評決のときには席を外すとか、そういったことがあってもいいのかなというふうな。

最後、評決のときに裁判員さんがみんなそろっていれば、補充員の方は基本的にはもう用はないのかなと感じたりして、その辺の整理が何かできるのかなというようなことを思っていました。

司会者

ほかの方、どの点でも、どういう問題でも結構かと思えますけれども。

3番

できるかどうかちょっと分からないのですが、選任の手続きをもう少し前にやってほしい。呼出状という形で何日に裁判所に来てくださいと言われて、その日に抽選結果が出て、次の日から何日まで、というのはやはり勤めたりすると正直難しいかなと。まあ、上司の方には、万が一選ばれた場合はここからここまで休みますという話はしていたのですが、予定としては、はっきりわからないものですし、選ばれるとは思っていなかったもので、その後の予定も実は組んでもいたんですけれども選ばれてしまって、次の日から何日か会社を休むことになるというのは、少し、無理とまではいかなかったんですけど、予定として組みづらいので大変かと。選任の手続の日の何日か後から裁判が進められるのであれば何日か期間をおいて、休暇を取るという形の方が取りやすいかなと。

司会者

それは運用として可能であって、場合によっては、そういうふうに行われている例もあるようですけど。

5 番

今のは私の場合にはそうでした。選任手続があって、実際にはここで選任されればいつからということと事前に案内が来てましたので、非常に私としても助かったし。これが一般的になるのがいいのかなというふうに感じました。

8 番

私のときのケースでは、午前中選任があって、そのまま午後いきなりもう入っていくという形で、それから一気に2週間そういう期間があったので、非常に悩ましいところでありました。

それで、この制度そのものなんですけれども、続けるのであればずっと続けてもらいたい。

いや、もう、もし制度をなくすのであればなくしてもらいたい。よくするために意見をするならば、今言った時間的なものであるとか、そういったところをもう少し調整ができればうれしいかなと思います。

司会者

それでは、またほかに、3年の見直しというか、そういう点、法律改正を含めて何かご意見はということですね。

4 番

私はそうではなかったんですけども、一緒にやられた方がやはり、会社からの理解というのがあんまりなくて、本当に行ってるのか、途中からでも断れないのかというのをやっぱり会社から言われているということを行っている方がいらっしゃいましたので、やはり会社を休むっていう、そういう会社の役員、幹部の方がそういう理解をしてくれるような広報ですかね、というのもやはりしていただきたいなと思います。

司会者

幹事社からのご質問に関してはこの程度でよろしいですか。

A社甲記者

はい。

司会者

じゃ、そのほかの方々からの質問は。

B社乙記者

B社の乙と申します。今日はどうもありがとうございます。

8番の方にお伺いしたいんですけども、死刑になるかどうか争われるような事件で、評議のあり方として全員一致にしたほうが心の負担が小さくなるんじゃないかというような議論も一部あるようなんですが、それについてはどう思われますか。

8番

多様な考え方があるとは思いますが。全員一致がいいのか多数決がいいのか。極刑という言葉になったとは思いますが、それに関しては、今回の裁判員というものが、多分ですけども、いろんな価値観がある方の集合体であったりということが一つは大前提だと思うので、全員一致というのはなかなか難しいんじゃないかなと思ってます。

これは立証されているものであったりとか、証拠に基づいてそれでやっていく中ですけども、そこには人のそれまでの培ってきた価値観というものが当然入っていると思うので、個人的には、いずれでもとは思いますが、ここは声高で議論をしてはならないのかとは思いますが。

司会者

よろしいですか。では、ほかの方からの質問はおありでしょうか。

A社甲記者

控訴審のことについてお尋ねをしたいんですが、裁判員の方が加わっていらっしゃる結論を、裁判官だけで覆してしまうというケースも受け付けているのですが、そういったせっかくの自分たちが加わって出した結論が裁判官

だけで変わってしまうということが今の法律では当然ある，可能といいますか，あり得ることとしてあるということなんですけども，そういった点についてどういうお考えをお持ちか。

変わってもいいとお考えか，それとも変えてほしくないというふうにお考えか，どう思われているのかなど。これは全員にお聞きしたいのですが。

司会者

これは皆さんにということですね。それではすみませんが，順番にお願いします。

2 番

私個人としては変わっていてもいいのかなと思います。

本当に，これを言ってもいいのかわからないんですけども，裁判員のこの皆さんで話し合った判決というものはやはり一つの意見だと思うので，それをまたさらに深めていくことによってその判決が変わってくるということはあることだと思うし，それでいいのかなと私自身は思っています。

3 番

私も変わっていいと思います。

裁判員で出した結論はやはり裁判員としての結論であって，それを踏まえてまた，再度審議いただいて結論が変わるのであれば，そのことは問題ではないと思います。

4 番

私も変わっていいと思います。

やはり裁判員をやってる中で，限られた時間で限られた資料，証拠で，そのときのベストな形での判断という形になるかと思うんで，それが別の方が見て違ったものが出てきたりとか，違った角度で見るとやはり違ってたっていうのはあってもいいことだは思います。

5 番

三審制制度がある以上はよいと思っています。

ただ、裁判員裁判に関して控訴審で違う結論を出すのであれば、何が違うかということを経由の中ではっきりしてほしいというのはあります。

6 番

私も基本的には5番さんと全く同じ意見で、理由によると思います。

ただ理由は主に2番から4番さんと全く一緒で、一つの見方ですので、我々の意見が必ずしも正しいことではないと。

7 番

私も控訴審については裁判員、取り入れて進めて行ってそこは賛成します。裁判員の意見を入れて進めていくべきだとは思いますが。

司会者

結論が変わっていることもあり得ると、それはしょうがないということですかね。

7 番

そうです。

8 番

はい。5番さんと7番さんと同じ意見で、控訴、上告というふうに高裁、最高裁で争っていく制度がある限りはいいと思います。

ただ、心情的に言いますとおもしろくないというのはあります。

司会者

ありがとうございました。では次のご質問は。

C 社内記者

C 社内と申します。今日はどうもありがとうございました。

印象だとか感想としてお尋ねしたいんですが、裁判員裁判では公判前整理手続で事前に証拠が絞り込まれていますけれども、皆さんが判断をするに当たって、その判断材料は十分だったと感じたか、それとも、何かもう少し判

断材料があったらよかったなと思われたのか，もしくは十分だと思われたのか，ご感想をお聞かせいただければと思います。

司会者

これも皆さんに伺ったほうがよろしいですかね。

C社丙記者

はい，お願いいたします。

司会者

じゃ，すみません，また順番にお願いいたします。

2番

今回のこの中で，何日間というその短い期間の中で，判断をしていくことに関しては十分だったとは思いますが。

ですが，それが本当にと言ったらあれなんですけれども，100%だったかといったらそうではないのかなと思うので，そこは本当に難しいなと思うんですけれども，でも今回のその自分が携わらせていただいたことに関してであれば，時間と期間と内容とということ踏まえれば十分だったかなと思います。

司会者

今のは，先に日数があったみたいですけど，日数を考えずに，そもそもその事件をみたときには，その日数でよかったのかという発想でいったらどうなるんでしょうか。

2番

日数としてもいいと思います。

司会者

そこもいいということによろしいでしょうか。

2番

はい。

3 番

私の事件では被害者の方，被害者の関係する方が一切いらっしゃらなかった裁判でしたので，被告人の情状証人の方はいらっしゃるんですね。

被害者の方，また被害者の関係する方の声は聞けなかったもので，そういったものは何らかの形で聞ければ，少し変わっていたのかもしれないのかなと。その他の点について，特段ないです。

司会者

今のは，被害者の方の供述書とか意見陳述はあったんですね。

3 番

ありました。

司会者

やっぱり直接の声が聞きたかったというお話になるのですかね。

3 番

そうですね。

4 番

はい。私の担当しているところだと，ほとんど被告人の証人の方が来て，それで意見を聞いたりとかというのがほとんどでしたので，物の物証だとか，そういう証拠というのはほとんどなかったような形なので，それで聞いた話を後で取りまとめをして，という点だけがほとんどでしたので，そういう点からいうとやはり少なかったのかなとは感じました。

司会者

少なかったというのは，今のは，事実を認定するに当たって。

4 番

認定するに当たって，やはり聞いた話，その場で聞いたものばかりなので，やはり，全員でこういう話だったよねということは後で確認はしましたけど。

やはり，その被告人の方の家族の方が調書とかで言ったことと，実際に法廷で話することが違ってたりとかいうのがあったので，証拠としてそれは使えないねというのがありましたので。

するとそこで出たことに対する判断する形になりましたので，それでいいんだよということであればいいかと思うんですけど，感覚的には，もう少し何かないのかなって。

司会者

動かない物証で。

4 番

というのが。

司会者

具体的に思いつかれるようなものは何かありますか。

こんなものがあればよかったのにとするのはおありだったんでしょうか。

4 番

いや，感覚としてテレビを見てるような中で出てくるようなのも出てくるかなというのはあったんですけど，そんなのもなかったもので，私がそういうふうを感じただけだと思いますけども，そういうふうに思いました。

司会者

具体的にこの証拠が出ればというよりも，供述だけで認定することに対する不安があったという感じになりましたかね。

4 番

ええ，そういうような感じでした。はい。

5 番

私が参加した事件でいえば，内容の濃淡と一方で要求されてる迅速化とバランスをとった上では内容的に妥当だったと思います。

6 番

私の事件は、逆に絞り込まれていた分、メリハリがついて非常に分かりやすかったと、そういう点ではよかったと思います。

7 番

私の場合も、考える材料も時間も十分にあって、特にこれが足りなかったというものではなかったです。

8 番

はい。証拠に関してはきちんと出てきたと。

司会者

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

C 社内記者

はい、ありがとうございます。

D 社丁記者

D社の丁と申します。今日はありがとうございます。法廷内で見聞きした写真とか判決とかもそうなんですけれども、その量刑を科すということでも、精神的負担も感じられる方は感じられるんじゃないかと推察するんですけれども、いろいろ裁判員を経験してそういう負担に思われたことがなかったかということと、またその後、そういう負担に対するケアというものはきちんと施されたかどうか、というのを伺いたいですけれども。

司会者

今まさに2番の方がさっきおっしゃられたものですね。

2 番

本当に私個人としては特に感じることは余りなかったというのが事実なんですけれども、一緒にいらっしゃった方の中にはそうやって本当に裁判員ということ自体が負担にというか、やはり責任が重いなおっしゃっている方もいらっしゃったので、そういうことを思われる方もいらっしゃるんだなというのが、印象でした。

司会者

裁判所のほうで一応メンタルケアのパンフレットをお渡ししますが、それはどう思われますか。

2 番

そうですね。一番初めにそのお話というか書面もいただきますし、何かあればそういうことも必要なのかなとは思いますが、個人的にはというか、私自身は本当にそういうことがなかったの、見直すこともなかったのですが。

3 番

私自身もそのメンタルケアを使うことはなかったのですが、裁判中には裁判員の中でもその点について考えて、みんなで悩んでいたということがありました。

終わってみて感じたのは、判決を裁判長が言い渡した後に、まあ、一定の区切りとして、そこでスッキリさせるわけじゃないんですけども、それ以上考えることも、もう決まってしまったことなんで、その後、裁判員の方と連絡は取ってないのでわからないですが、私自身は引きずるようなことはなかったです。

4 番

私のほうも、特に引きずるということではなかったんですけども、やはり実際その期間中はやはりそのことばかり考えてたんで、で、まあ、かなり負担というわけではないけど疲れたなという印象はありました。

ただ、やはりそこで負担になっている方というのは、こういう場といいですか、後からアンケートだとかというのに当然丸をしないと思うんで、そういう方にとっては多分負担になって、思い出したくない人であればもう、実際そういうアンケートだとかこういう機会というのは皆無なんじゃないかなというふうに思いました。

5 番

私も全く負担はなかったんで。4番さんもおっしゃいましたけど、多分、ここに来られている方はおそらく負担がない方だと思います。

来られない方に聞かれるともものすごく別の意見が出てくるのかなというふうに思いますが。以上です。

6 番

先ほど3番さん、4番さん、5番さんがおっしゃられたとおりで、私も実際に量刑を考えてるときとか、事件に携わっているときのほうが非常に負担を受けましたけども。事件が終わってからは引きずることもなく。

7 番

負担というのは守秘義務についての心理的な負担というのは個人的にはないものなんですけど、ただその期間中どうしても、自分が必死にやってた仕事を中断してここに来なきゃいけないという、何か夢を持ってその進めてた仕事があるかもしれないんで、それについてそこだけ途切れてしまうというところの負担はあったかと思います。

ただ、これも何かの縁だと思って私はやったので、それについては後悔はないんですけど、そういうふうに負担に思う人も中にはいると思います。

8 番

負担について、裁判そのものということだと、負担というのは非常に少なかったと思います。

その後のケアで守秘義務であったりとか、例えば職場に戻ったときであるとか、そういうことを考えると、やはり裁判前、裁判後ということでは多少ニュアンスは変わってくるかなと思いますけど。

裁判所が用意しているケアの仕方というのは、メンタルケアが一つあると思うんですけども、それ以外にもやる方法とかケアがあるんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

本日は本当にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。この意見を参考にさせていただきたいと思います。一応時間でございますので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上